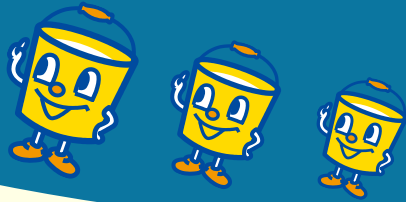


大阪市では、令和7年6月1日より

利用される
方向け

災害時協力井戸制度



を導入しました。

災害時協力井戸とは？



井戸所有者の善意によりご登録いただいた「災害時協力井戸」(右図の標識を掲示)を災害発生時に生活用水として無償で利用させていただくものです。

「災害時協力井戸」の所在地は、大阪府ホームページ(右図 QR コード参照)にて、地図情報を掲載しています。



ご利用にあたって(注意事項)



1

善意による提供です

井戸水の提供は、提供者の善意により行われており、提供に関し義務を負うものではありません。



2

ルールを守った利用を

井戸水の提供を受ける際には、提供者の指示に従ってください。



3

飲み水ではありません

飲料用ではなく、トイレや洗濯用水などの生活用水として、ご自身の判断により利用してください。



4

最小限の必要な量を

井戸水の湧水量には限度があるため、特定の方に多量の提供はできません。



5

利用はすべてご自身で

容器の準備や持ち運びはご自身でお願いします。



6

提供者の責任について

井戸水の提供を受けたことにより生じた身体的物的被害について、提供者にその責任を問うことはできません。※

※ただし、提供者が所有する施設の設置若しくは保存の瑕疵又は提供者の故意が原因となる場合は除きます。



7

利用できない場合があります

災害による井戸の損傷時や停電等によりポンプが使用できない場合など、提供者が利用を制限又は中止する場合があります。



8

災害時のみ利用できます

水道工事等による一時的な断水時等は利用することはできません。



市内に井戸を
お持ちの方へ



～制度について～

窓口・郵送
での申請を
ご希望の方
→



～登録手続きについて～

オンライン
での申請を
ご希望の方
→



令和7年6月発行
危機管理室